

認知症施策の概要 について



熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課
認知症対策班

認知症高齢者の将来推計

【 認知症有病者数（単位：万人） 】

(注)
上段は認知症有病率が一定の場合、下段は上昇する場合の推計

将来推計 (年)	H24 (2012)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H52 (2040)
65歳以上人口 に対する比率	15.0%	15.7% 16.0%	17.2% 18.0%	19.0% 20.6%	20.8% 23.2%	21.4% 25.4%
全国	462	517 525	602 631	675 730	744 830	802 953
熊本県	7.2	8.1 8.2	9.4 9.8	10.5 11.4	11.4 12.8	11.4 13.6

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授) による速報値

2025年には
高齢者の5人に1
人が認知症に！

高齢化が世界で最も進んだ国、日本。
支援が必要な状態となっても、家族だけでは対応できない状況が拡大しています。

2025年の日本の姿

■ 高齢者人口の増加、総人口の減少

団塊の世代が、全員後期高齢者（75歳以上）となる

■ 認知症高齢者の増加

高齢者の5人に1人が認知症に（3割増加）

■ 高齢者独居世帯の増加

4世帯に1世帯が、高齢者だけで暮らす世帯
7世帯に1世帯が、高齢者独居の世帯

■ 年間死亡者数の増加

年間160万人が亡くなる社会に（120万人から4割増加）

平成12年	介護保険法施行	・・・「介護の社会化」
平成12年	民法改正（成年後見制度施行）	・・・「後見の社会化」

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」 ～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～の概要

策定の背景

- ・高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
2025年：約700万人（約5人に1人）
- ・認知症の人を単に支える側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り**住み慣れた地域のよい環境**で**自分らしく暮らし続ける**ことができる社会の実現を目指す。

特 徴

- ・厚生労働省が**関係府省庁**（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と**共同して策定**
- ・新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025年
- ・策定にあたり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

7つの柱

- 1 認知症への理解を深めるための**普及・啓発**の推進
- 2 認知症の容態に応じた**適時・適切な医療・介護等の提供**
- 3 **若年性認知症施策**の強化
- 4 認知症の人の**介護者への支援**
- 5 認知症の人を含む高齢者に**やさしい地域づくり**の推進
- 6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の**研究開発**及びその成果の普及の促進
- 7 **認知症の人やその家族の視点**の重視

I 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

① 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める キャンペーンの実施

- 新
- ・ 認知症への社会の理解を深めるための**全国的なキャンペーン**を展開
⇒ 認知症の人が自らの言葉で語る姿等を積極的に発信

② 認知症サポーターの養成と活動の支援

- 新
- ・ 認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、活動の任意性を維持しながら、**認知症サポーターが様々な場面で活躍**してもらうことに重点を置く
 - ・ 認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、より上級な講座など、地域や職域の実情に応じた取組を推進

【認知症サポーターの人数】（目標引上げ）

当初プラン：2017（平成29）年度末 600万人 ⇒ **新プラン：800万人**

③ 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進

- ・ 学校で認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育を推進
- ・ 小・中学校で認知症サポーター養成講座を開催
- ・ 大学等で学生がボランティアとして認知症高齢者等と関わる取組を推進

Ⅱ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

【基本的考え方】

- 容態の変化に応じて医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切に切れ目なく提供

発症予防 ➡ 発症初期 ➡ 急性増悪時 ➡ 中期 ➡ 人生の最終段階

- 早期診断・早期対応を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み

① 本人主体の医療・介護等の徹底

② 発症予防の推進

③ 早期診断・早期対応のための体制整備

新

- かかりつけ医の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成等
- 歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上
- 認知症疾患医療センター等の整備
- 認知症初期集中支援チームの設置

【かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数（累計）】（目標引上げ）

当初プラン： 2017（平成29）年度末 50,000人 ⇒ 新プラン： 60,000人

【認知症サポート医養成研修の受講者数（累計）】（目標引上げ）

当初プラン： 2017（平成29）年度末 4,000人 ⇒ 新プラン： 5,000人

【認知症初期集中支援チームの設置市町村数】（目標引上げ）

新プラン： 2018（平成30）年度からすべての市町村で実施

④ 行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症等への適切な対応

- ・ 医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築
- ・ 行動・心理症状（ＢＰＳＤ）への適切な対応
- ・ 身体合併症等に対応する一般病院の医療従事者の認知症対応力向上
- 新・ 看護職員の認知症対応力向上 ・ 認知症リハビリテーションの推進

⑤ 認知症の人の生活を支える介護の提供

- ・ 介護サービス基盤の整備
- ・ 認知症介護の実践者⇒実践リーダー⇒指導者の研修の充実
- 新・ 新任の介護職員等向けの認知症介護基礎研修（仮称）の実施

⑥ 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携

⑦ 医療・介護等の有機的な連携の推進

- ・ 認知症ケアパス（認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ）の積極的活用
- ・ 医療・介護関係者等の間の情報共有の推進
- ⇒ 医療・介護連携のマネジメントのための情報連携ツールの例を提示
- 地域ケア会議で認知症に関わる地域資源の共有・発掘や連携を推進
- ・ 認知症地域支援推進員の配置、認知症ライフサポート研修の積極的活用
- ・ 地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとの連携の推進

【認知症地域支援推進員の人数】（目標引上げ）

新プラン： 2018（平成30）年度からすべての市町村で実施

Ⅲ 若年性認知症施策の強化

- ・ 若年性認知症の人やその家族に支援のハンドブックを配布
- ・ 都道府県の相談窓口支援関係者のネットワークの調整役を配置
- ・ 若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加等を支援

Ⅳ 認知症の人の介護者への支援

① 認知症の人の介護者の負担軽減

- ・ 認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応
- ・ 認知症カフェ等の設置

【認知症カフェ等の設置】（目標新設）

新プラン： 2018（平成30）年度からすべての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じ実施

② 介護者たる家族等への支援

- ・ 家族向けの認知症介護教室等の普及促進

③ 介護者の負担軽減や仕事と介護の両立

- ・ 介護ロボット、歩行支援機器等の開発支援
- ・ 仕事と介護が両立できる職場環境の整備
（「介護離職を予防するための職場環境モデル」の普及のための研修等）

V 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 生活の支援（ソフト面）

- ・ 家事支援、配食、買物弱者への宅配の提供等の支援
- ・ 高齢者サロン等の設置の推進
- ・ 高齢者が利用しやすい商品の開発の支援
- ・ 新しい介護食品（スマイルケア食）を高齢者が手軽に活用できる環境整備

② 生活しやすい環境（ハード面）の整備

- ・ 多様な高齢者向け住まいの確保
- ・ 高齢者の生活支援を行う施設の住宅団地等への併設の促進
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ 高齢者が自ら運転しなくても移動手段を確保できるよう公共交通を充実

③ 就労・社会参加支援

- ・ 就労、地域活動、ボランティア活動等の社会参加の促進
- ・ 若年性認知症の人が通常の事業所での雇用が困難な場合の就労継続支援（障害福祉サービス）

④ 安全確保

- ・ 独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含めた地域での見守り体制の整備
- ・ 高齢歩行者や運転能力の評価に応じた高齢運転者の交通安全の確保
- ・ 詐欺などの消費者被害の防止
- ・ 成年後見制度（特に市民後見人）や法テラスの活用促進
- ・ 高齢者の虐待防止

新

Ⅵ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

- ・ 高品質・高効率なコホートを全国に展開するための研究等を推進
- ・ 認知症の人が容易に研究に参加登録できるような仕組みを構築
- ・ ロボット技術やICT技術を活用した機器等の開発支援・普及促進
- ・ ビッグデータを活用して地域全体で認知症予防に取り組むスキームを開発

Ⅶ 認知症の人やその家族の視点の重視

新

- ① 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施
(再掲)

新

- ② 初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援

- ・ 認知症の人が必要と感じていることについて**実態調査**を実施
※ 認知症の初期の段階では、診断を受けても必ずしもまだ介護が必要な状態ではなく、むしろ本人が求める今後の生活に係る様々なサポートが十分に受けられないとの声もある。
- ・ 認知症の人の**生きがいづくりを支援**する取組を推進

新

- ③ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画

- ・ **認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映**させるための好事例の収集や方法論の研究

新オレンジプランの目標と熊本県の取組み状況

◎：達成済 ○：達成見込

項目	目標	国 目標値	県 割当て値	県 直近値	県 H29年度末	達成 度
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	認知症サポーターの人数	H29：800万人	H29：11.3万人	H29.3：28万人	27万人	◎
	認知症サポーター養成講座修了者への学習取組の推進	H28：取組推進	H28：取組推進	全市町村を対象にステップアップ研修実施	45市町村で実施	○
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数	H29：6万人	H29：979人	H28：1,066人	1,100人	○
	認知症サポート医養成研修受講者数	H29：5千人	H29：75人	H28：210人	180人	◎
	歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修	H28・関係団体と研修実施	H28：研修実施	歯 H28：267人 薬 H28：116人	研修実施	◎
	認知症疾患医療センター整備数	H29：500か所	H29：必要数	H28.7：12 ※全二次医療圏	必要数	◎
	認知症初期集中支援チーム設置市町村数	H30：全市町村	H30：45市町村	H28：22市町村	45市町村	○
	病院勤務医療従事者向け認知症対応力向上研修受講者数	H29：87,000人	H29：2,140人	H28：5,784人	3,200人	◎
	認知症介護研修等（実践者研修）	H29：24万人	H29：3,990人	H28：5,391人	5,500人	○
	認知症情報連携シート整備	H28：活用推進	H28：活用推進	多職種での活用を検証中	I C T活用	○
	認知症地域支援推進員配置	H30：全市町村	H30：45市町村	H28：43市町村	45市町村	○
若年性認知症施策の強化	若年性認知症の調整役の配置	H29：全都道府県	H29：配置済	H26：配置済	配置済	◎
認知症の人の介護者への支援	認知症カフェ等の設置	H30：実施推進	H30：実施推進	H28：実施推進	45市町村	○

熊本復旧・復興4力年戦略(構成図)

※「復旧・復興プラン」の平成31年度までの全取組みを包含し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一本化

基本理念

災害に強く誇れる資産を次代につなぎ
夢にあふれる新たな熊本の創造

県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

基本目標

1 災害に強く
県民が夢と誇り
を持ち安心して
暮らし続ける
熊本の創造

2 熊本を支える
力強い産業の
復活・発展と、
魅力ある雇用の
創出

3 熊本への人の
流れの再生・
加速化と、人材
流出の抑制

4 県民の結婚・
出産・子育ての
希望の実現

○県民総幸福量を
70ポイント
○社会減を
1,430人に半減
○5年間の出生数を
77,350人

取組みの方向性と実現に向けた施策

1 安心で希望に満ちた暮らしの創造 ～安心・希望を叶える～

- 施策1 家族や地域の強い絆が息づく地域づくり
- 施策2 安全安心で暮らし学べる生活環境づくり
- 施策3 あらゆる状況に備える医療・福祉提供体制の構築

2 未来へつなぐ資産の創造 ～未来の礎を築く～

- 施策4 災害に負けない基盤づくり
- 施策5 地域の特性を活かした拠点・まち・観光地域づくり
- 施策6 くまもとの誇りの回復と宝の継承

3 次代を担う力強い地域産業の創造 ～地域の活力と雇用を再生する～

- 施策7 競争力ある農林水産業の実現
- 施策8 県経済を支える企業の再生・発展
- 施策9 自然共生型産業を核としたオープンイノベーション機能の確立
- 施策10 地域資源を活かす観光産業の革新・成長
- 施策11 地域を支え次代を担う人材確保・育成

4 世界とつながる新たな熊本の創造 ～世界に挑み、世界を拓く～

- 施策12 空港・港の機能向上によるアジアに開くゲートウェイ化
- 施策13 世界と熊本をつなぐひと・モノの流れの創出

施策3

あらゆる状況に備える医療・福祉提供体制の構築

【具体的な施策】

施策3-①

「医療・福祉提供体制の回復・充実」

◇認知症の方と家族を支えるため、全国をリードする熊本型認知症医療・介護体制の更なる充実や、高い養成率を誇る認知症サポーター等による見守り・支援体制の強化を推進します。

施策3-②

「健康の保持・増進と健康長寿の推進」

施策3-③

「安心した出産・子育てができる環境の確保」

熊本県における認知症施策の体系

本県では次の3つの柱を立て総合的に認知症対策を推進

「熊本モデル」
3層構造の
医療体制



医療

■「熊本モデル」の3層化の充実・強化

- 診療所型認知症疾患医療センター指定
- かかりつけ医、歯科医師等の対応力向上研修
- 関係者間の情報共有化ツールの検討



介護

■介護職員向けの各種研修

■若年性認知症対策

- 若年性認知症支援コーディネーター配置
- 受入れ促進事業所支援

九州初！
若年性認知症支援
コーディネーター配置

日本初！
認知症アジア学会
(ASAD) 開催

各分野連携による 早期発見・早期対応

- 認知症初期集中支援の効果的実施
- 地域支援活動を支える介護人材の育成
- 運転免許センター専門スタッフ配置

全国初！
運転免許センター
専門職配置



地域支援

■認知症サポーターの養成及び見守り活動等

- 小中学校や生活関連事業所における養成の推進
- 見守り活動、認知症カフェ立上げ等の支援

■相談窓口（認知症ほっとコール）の運営

■高齢者権利擁護（成年後見制度等）等

日本一！
8年連続認知症
サポーター養成率

医療体制



認知症疾患医療センターについて

〈新オレンジプラン〉早期診断等を担う医療機関の数

平成24～29年度 認知症の早期診断等を行う医療機関を、約500か所整備する。

【考え方】認知症疾患医療センターを含めて、二次医療圏に1か所以上。

○認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）

→ 平成29年度より、さらなる整備促進のため、診療所型の設置要件に病院を追加し「連携型」を新設

○設置数：全国に375か所（平成28年12月末現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）

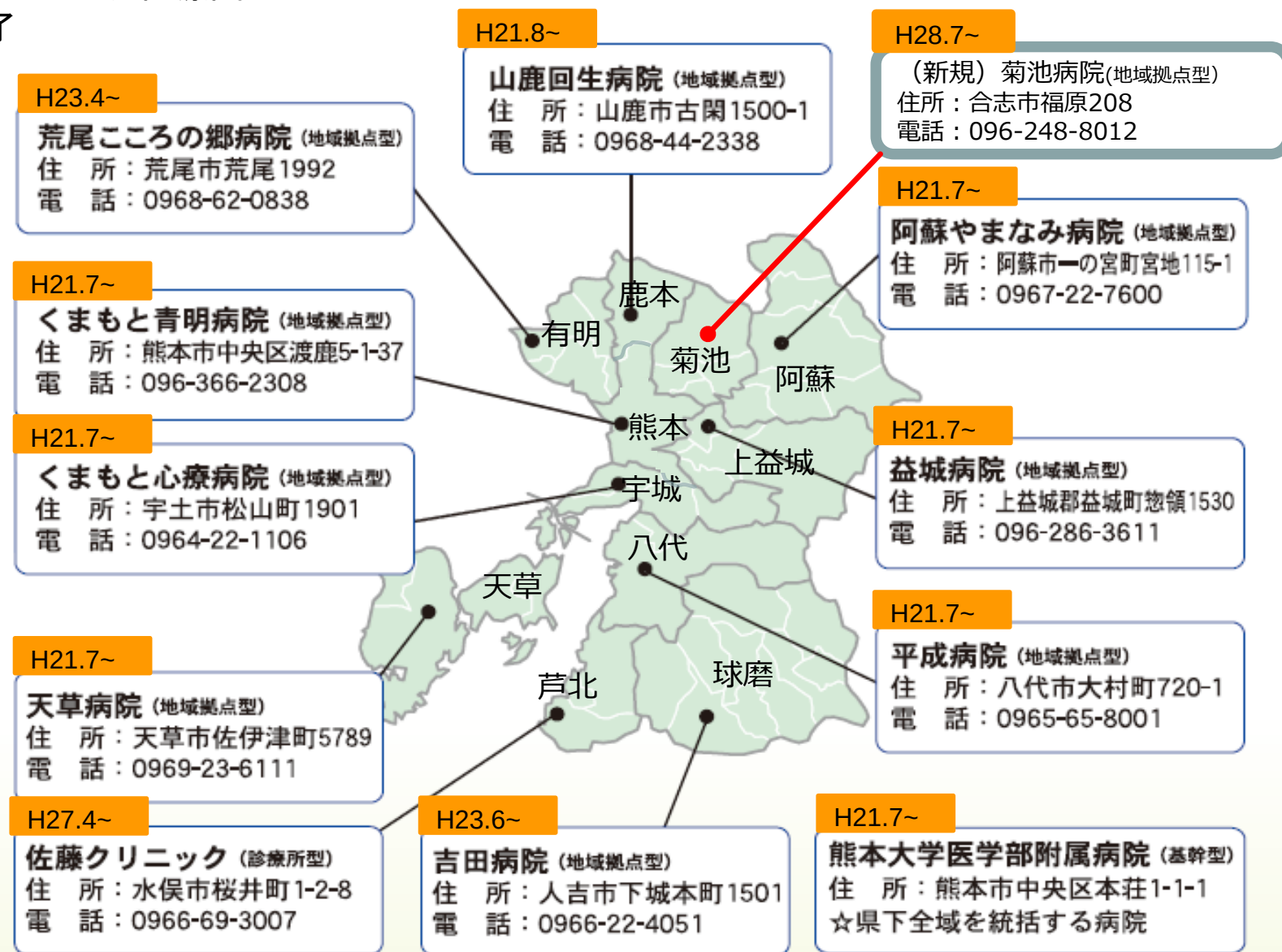
H29新設
(診療所型から変更)

		基幹型	地域型	連携型
設置医療機関		病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所・病院
設置数(H28.12月末現在)		15か所	335か所	25か所
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等 （2名以上）	・専門医（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等 （2名以上）	・専門医（1名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、 臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応で可)	・CT ・MRI ・SPECT(※)	・CT ・MRI(※) ・SPECT(※)	・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須		—
地域連携機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化 等		

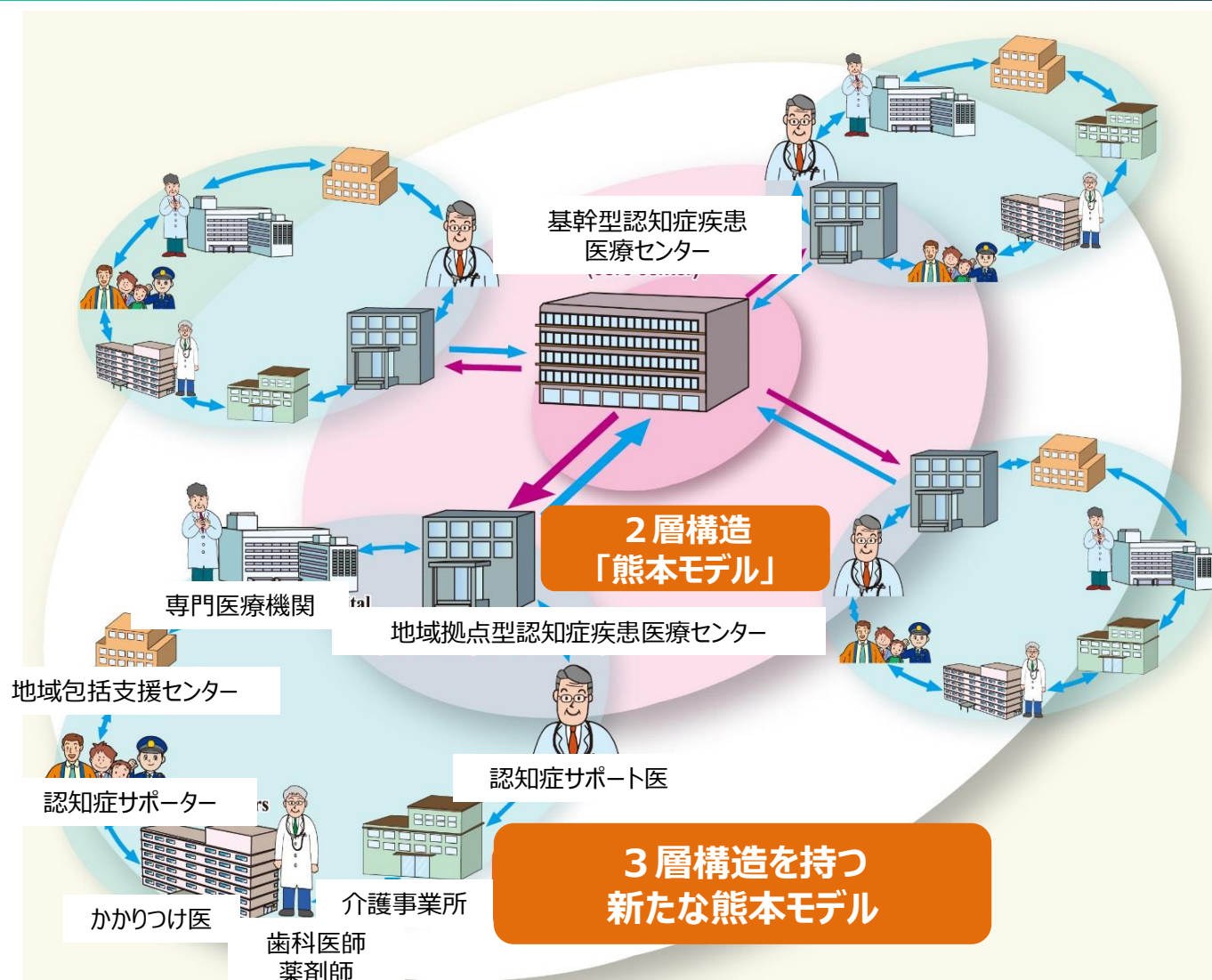
認知症疾患医療センターの指定状況

H28.7全ての二次医療圏に
配置完了

指定年月(初回)



3層構造の新たな「熊本モデル」



認知症疾患医療センター、地域の精神科などの専門医療機関、身近なかかりつけ医が連携した3層構造による医療体制を整備することにより、認知症の早期発見、早期診断を行い、医療や介護がスムーズに提供できる体制作りを行っています。

医師等向け認知症対応力向上研修会の実施状況

1 かかりつけ医対応力向上研修

- 基礎編
平成28年12月4日（日）
- ステップアップ編 ※基礎編修了者を対象
 - ・第1回 平成29年1月30日（月）
認知症の薬物治療について
 - ・第2回 平成29年2月27日（月）
軽度認知障害（MCI）について

熊本県
独自

2 認知症サポート医養成研修等

- 認知症サポート医養成研修
平成28年度：全国6回
7月（東京）、8月（愛知）、9月（京都）、
10月（北海道）、12月（福岡）、1月（東京）
- 熊本県認知症医療・地域連携専門研修
平成29年2月12日（日）
認知症と自動車運転 等

熊本県
独自

3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

- 講師（くまもとオレンジドクター・くまもとオレンジナース）養成研修
全3日間の研修（平成28年10月16日（日）、11月19日（土）、12月11日（日））
- 認知症対応推進看護師（くまもとオレンジナース）フォローアップ研修 平成28年10月29日（土）
- 病院単位研修 ● 集合研修 平成29年3月4日（土）

熊本県
独自

4 歯科医師向け認知症対応力向上研修

平成29年2月19日（日）、25日（土）

5 薬剤師向け認知症対応力向上研修

平成28年11月6日（日）

研修名	～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
認知症かかりつけ医基礎研修	395	52	38	36	78	107	201	159	1,066
認知症かかりつけ医ステップアップ研修	—	88	52	49	29	48	96	44	406
認知症サポート医養成研修	15	10	60	37	15	15	36	22	210
熊本県認知症医療・地域連携専門研修	—	—	53	38	45	45	56	76	313
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	—	—	—	—	—	342	3,729	1,713	5,784
歯科医師向け認知症対応力向上研修	—	—	—	—	—	—	159	108	267
薬剤師向け認知症対応力向上研修	—	—	—	—	—	—	—	116	116

（単位：人） ※歯科医師向け研修には歯科衛生士等も含む。

認知症対策・地域ケア推進課

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（熊本県独自の仕組み）

<ステップ1 研修>【熊本県独自】

認知症対応推進医師（くもとオレンジドクター）

認知症対応推進看護師（くもとオレンジナース） 養成研修

平成26年度：31病院修了（Dr. 29名、Ns. 32名）

平成27年度：56病院修了（Dr. 53名、Ns. 53名）

平成28年度：38病院修了（Dr. 33名、Ns. 39名）

計：125病院修了（Dr.115名、Ns.124名）

<講師>

専門医

認知症看護認定看護師



<受講者>

各病院のドクターや
リーダークラスの看護師



<ステップ2 研修>【病院単位研修】

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

平成28年度末現在 5,784名受講



各病院のドクター
リーダークラスの看護師

↓

講師となり
病院内研修を実施



<受講者>

自病院のドクターやナースを
はじめとする医療従事者

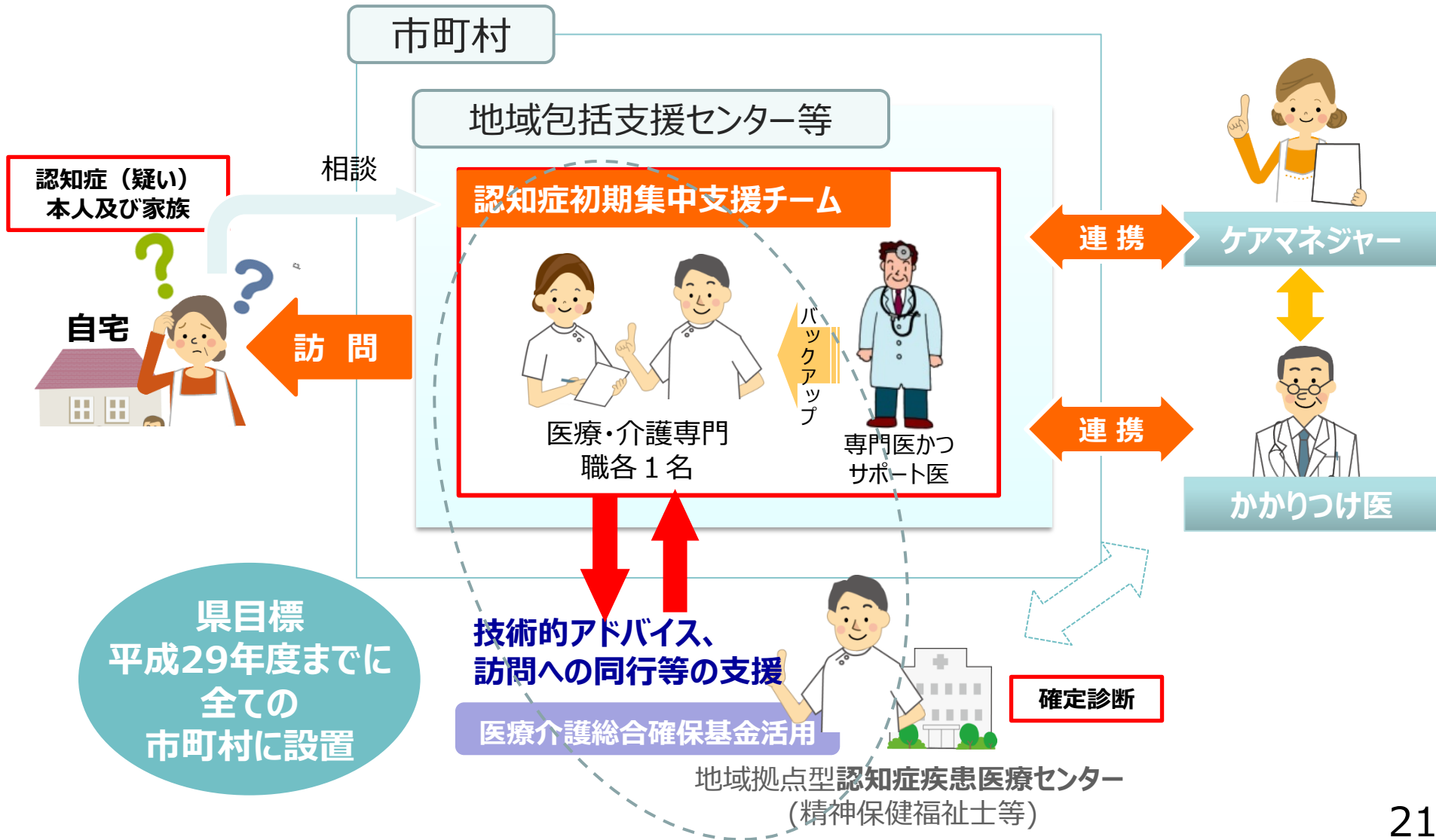


認知症に関する各種研修プログラム内容

	歯科医師	薬剤師	看護師
研修日数	210分程度	210分程度	3日程度
役 割	かかりつけ医研修の教材を基に作成 ・早期発見・早期対応の意義 ・歯科医師の役割		病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修の教材を活用
職種別の対応力	・気づき ・認知症の特徴・病態 ・家族支援 ・歯科治療時の留意点 ・口腔衛生管理 等	・気づき ・認知症の特徴・病態 ・家族支援 ・服薬指導上の留意点 ・服薬指導・薬剤管理 等	・病院や病棟内等でのリーダー的視点 ・チーム対応の仕方 ・マネジメント力の養成 等
連 携	・認知症ケア ・多職種連携の意義 ・介護保険制度 等	・認知症ケア ・多職種連携の意義 ・介護保険制度 等	・病棟間の連携 ・医療機関と地域との連携 等
本県の実施状況	平成27年度～	平成28年度～	平成29年度～ 予定

市町村の認知症初期集中支援チームと立ち上げ支援

認知症初期集中支援チーム：認知症の「早期診断・早期対応」のため、包括的・集中的に自立生活のサポートを行う専門職チームで、市町村が設置する。



市町村における認知症初期集中支援チームの設置について①

■ 認知症初期集中支援チームとは

複数の**専門職**が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を**訪問**し、**アセスメント、家族支援**などの**初期の支援**を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う**チーム**。

■ 事業の概要

● 実施主体：市町村

● チームの人員要件

○ **専門スタッフ**： **2名**（下記の要件をすべて満たす者）

① 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

② 認知症のケア又は在宅ケア等の**実務経験3年以上**

③ チーム員として従事するための研修（チーム員研修）を修了

○ **認知症専門医**： **1名**（**学会認定医**又は認知症の鑑別診断等を主たる業務とした**臨床経験5年以上**かつ**認知症サポート医**。）

※確保が困難な場合、当分の間、下記の者も認められる。

① 学会認定医または臨床経験5年以上の医師で、今後5年間に認知症サポート医研修受講の予定がある者

② サポート医で認知症の診断・治療に5年以上の経験を持つ者
（認知症疾患医療センター等の専門医との連携がある場合に限る）

● チーム員の役割

○ **専門スタッフ**： 訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を実施。

○ **認知症専門医**： 他のチーム員（専門スタッフ）をバックアップし、認知症に関して専門的見地から指導・助言を行う。

市町村における認知症初期集中支援チームの設置について②

■事業の概要

●訪問人数：

初回の訪問は原則 **2名以上**（医療、介護系 1 名ずつ）うち 1 名は**保健師**又は**看護師**

●対象者：

原則として **40歳以上**で、**在宅**で生活しており、かつ**認知症が疑われる人**又は **認知症の人**で以下のいずれかの基準に該当する人

ア **医療、介護サービスを受けていない人**、又は**中断している人**で以下のいずれかに該当する人

- ①認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ②継続的な医療サービスを受けていない人
- ③適切な介護保険サービスに結びついていない人
- ④介護サービスが中断している人

イ 医療、介護サービスを受けているが**認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者**

●チーム員会議：

専門医も含め、初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討する

市町村の認知症初期集支援チーム設置予定（平成29年3月調査）

圏域	市町村	H25	H26	H27	H28	H29	H30	未定
熊本	熊本市			○				
宇城	宇土市					○		
	宇城市					○		
	美里町					○		
有明	荒尾市	○						
	玉名市					○		
	玉東町			○				
	和水町					○		
	南関町						○	
	長洲町				○			
鹿本	山鹿市		○					
菊池	菊池市			○				
	合志市				○			
	大津町			○				
	菊陽町				○			
阿蘇	阿蘇市			○				
	南小国町				○			
	小国町				○			
	産山村				○			
	高森町				○			
	南阿蘇村				○			
	西原村					○		
上益城	御船町					○		
	嘉島町							○
	益城町					○		
	甲佐町					○		
	山都町							○

圏域	市町村	H25	H26	H27	H28	H29	H30	未定
八代	八代市					○		
	氷川町						○	
芦北	水俣市					○		
	芦北町			○				
	津奈木町				○			
球磨	人吉市				○			
	錦町					○		
	あさぎり町			○				
	多良木町			○				
	湯前町			○				
	水上村			○				
	相良村					○		
	五木村					○		
	山江村					○		
	球磨村					○		
天草	天草市					○		
	上天草市					○		
	苓北町					○		
	計	1	1	10	10	19	2	2

※調査時点での市町村回答を取りまとめたものであり、今後、変更が有り得る

認知症連携パス「火の国あんしん受診手帳」の運用

これまでの取組み（試行運用）

H24

熊本大学と共に認知症連携パス「火の国あんしん受診手帳」を作成
認知症疾患医療センターの新規患者を対象に1000部を発行し、試行運用開始

H25

患者、かかりつけ医、介護事業所にアンケート調査実施

H26

H25のアンケート調査結果を踏まえ、携行率向上の方法検証

医療・介護連携のための

火の国
あんしん受診手帳



熊本県認知症疾患医療センター

これまでの成果と課題

【優れたところ】

- ・医療、介護の関係者間の情報共有に有効
- ・本人や家族の安心

【課題があるところ】

- ・手帳の携行率の向上
- ・利用が限定的

【検証できていないところ】

- ・症状の進行もカバーする長期利用の検証
- ・試行運用で利用数が少なかった機関における有効性

情報連携の在り方を検証・ICT化を推進

県内全域
への普及

連携パスの ICT化 (阿蘇H27～)

【地域医療情報等ネットワーク構築事業】

診療所 病院

医療情報の提供

ゲート
ウェイ
サーバ

熊本県医師会

介護事業所

薬局

訪問看護

【認知症多職種連携 パスモデル事業】

H27～H29

歯科医師、薬剤師も含む
多職種が連携した認知症
連携パスの運用検証
(介護施設と病院の緊急
時連携情報も含む)

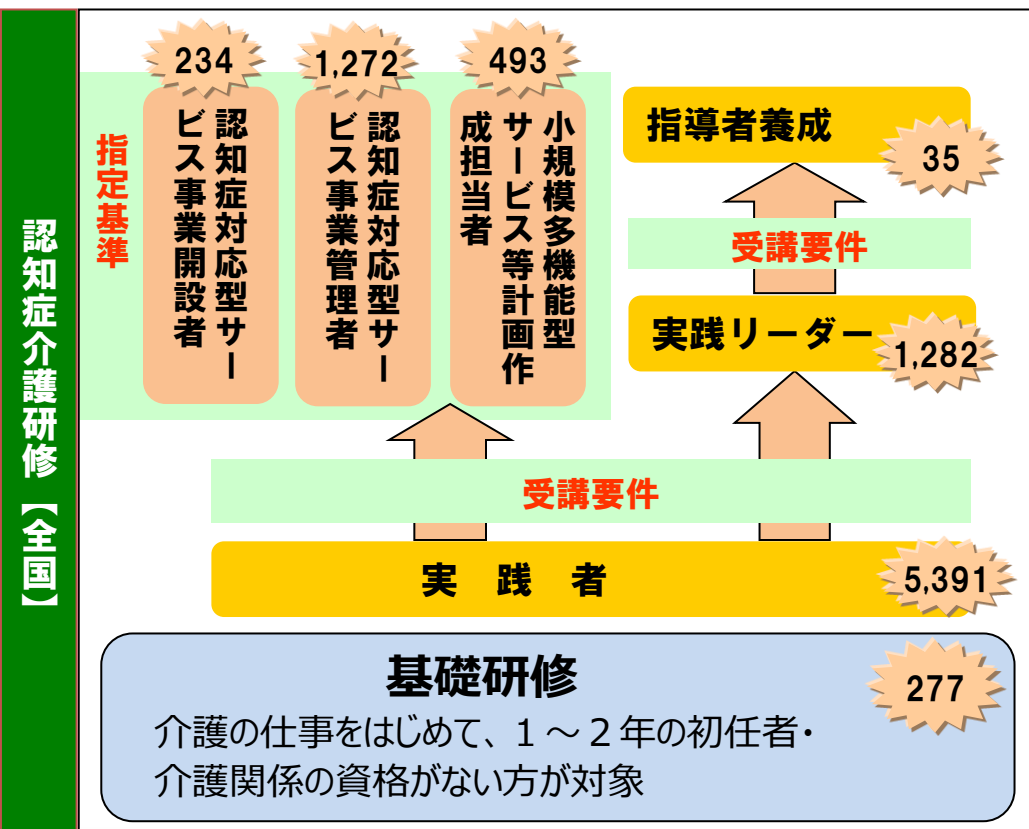
情報共有化
適切な医療・介護を提供

介護体制



【介護】 認知症ケアの質の向上に向けた取り組み

■ 認知症介護研修の実施



*** 平成28年度までの研修受講人数の累計

認知症介護指導者の皆さんが左の全ての研修の企画運営に積極的に参画

実践フォローアップ研修【県・熊本市独自】

【平成26年度】

『認知症高齢者の口腔ケアの必要性』
『認知症高齢者の口腔ケアの実践』
『高齢者施設における口腔ケアの取り組み』

【平成27年度】

『認知症とともに幸せに生きる』
～現代社会とパーソン・センタード・ケア～

【平成28年度】

『平成28年熊本地震を振り返って』

- ・県内の被災状況について
- ・熊本市の避難所運営について
- ・平成28年熊本地震により被害を受けた施設、事業所からの報告（県内4施設）

認知症介護の質の向上支援事業

県は、『認知症介護の質の向上に積極的・計画的に取り組む事業所』を募集・採択する。

<取組み内容 1>

施設長等の研修受講

採択を受けた事業者の施設長等は、高齢者の権利擁護等に関する研修を受講する。

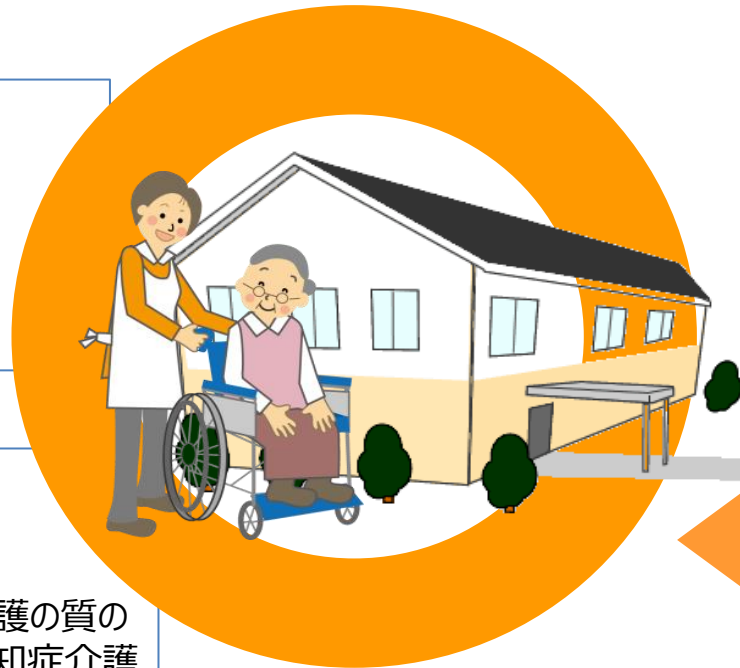
<取組み内容 2>

認知症介護実践者研修の受講

採択を受けた事業者は、認知症介護の質の向上に中心的に取り組む職員に、認知症介護実践者研修を受講させる。

認知症介護実践者研修を受講した職員は、「ケアの質の向上推進員（仮）」として、事業者の認知症介護の質の向上に向けた取組みを実施する。

途中で受ける認知症ケア・マッピングで明らかになる自らの強みや課題などを踏まえながら、よりよい認知症介護を行うための取組みを進める。



(ケアコミュニティ <http://care-comi.com>)

<取組み内容 3>

認知症ケア・マッピングの受講

採択を受けた事業者は、自らの認知症介護の現状を確認するため、一定期間内に2回以上、「認知症ケア・マッピング」を受けることとする。

認知症ケア・マッピングの機会を効果的に活用することで、日々の介護の振り返りと取組みの効果を確認する。

認知症の人を支える強い地域づくり

【目的】

- ①地域の認知症介護力向上のために、各介護サービス事業所の認知症に係る地域支援の拠点施設としての機能強化
- ②介護サービス事業所において、認知症ケアの質の自律的な向上のための各種研修を自発的に行う体制づくり
- ③認知症サポーターと介護サービス事業所を結びつけることによる更なる活動活性化の推進



- 認知症の方の介護ノウハウの地域への提供・地域福祉の拠点化（認知症相談窓口、住民向け研修の講師等）
- 事業所内での認知症ケアの質の向上
- 地域との交流・地域資源のコーディネート（傾聴ボランティア等のサポーター活動）



研修会の概要

【平成26年度】「熊本モデル」認知症の人を支える介護人材養成研修

介護サービス事業所の地域連携担当者等向けに、地域連携について考える研修会を開催。（217名が参加）
平成27年3月16日（月）

【平成27年度】認知症の人を地域で支えるネットワークづくり研修

介護サービス事業所の地域連携担当者、市町村地域支援推進員、認知症介護指導者、認知症疾患医療センター地域連携担当者等が一堂に会し、地域ケアについて考える研修会を開催。（261名が参加）
県北・熊本市（中央・北・西区）：平成28年1月29日（金）、県南・熊本市（東・南区）：平成28年2月4日（木）

平成29年度は、熊本地震の経験を踏まえ、**認知症の人を支える強い地域づくり**について研修を実施予定。※平成28年度は、熊本地震の影響で未実施。

若年性認知症支援コーディネーター

<認知症コールセンターへの配置 H26.5～(公表:H26.9～)>

<若年性認知症 ⇒ 65歳未満で発症する認知症>

推定人数 熊本県 **926人** (平成24年10月時点)

《役割》

- ①相談対応、初期支援
- ②関係機関との連携・協働
(医療機関、地域包括支援センター、福祉サービス事業所)
- ③若年性認知症の方の居場所づくり
(受入事業所の調査・支援・周知)
- ④若年性認知症に関する啓発活動
- ⑤ケースを通じた支援のマニュアル化
→市町村・包括への情報提供、知識の普及

**横断的、多面的、
集中的な支援**が
必要です。



若年性認知症支援
コーディネーター 太田さん

コールセンターへの若年性認知症に関する相談件数の推移

相談件数		相談件数	新規相談	月平均(新規)
平成26年度 配置公表: 9月～	4～8月の5ヶ月	42	8	8.4件(1.6件)
	9～3月の7ヶ月	94	21	13.4件(3.0件)
平成27年度	12ヶ月	433	47	36.1件(3.9件)
平成28年度	12ヵ月	456	49	38.0件(4.0件)

若年性認知症施策強化について

若年性認知症受入事業所向け研修会の開催

○平成28年度熊本県若年性認知症受入促進研修

【実地（受入）研修：県内2カ所で開催】

対象： 現在、若年性認知症の方を受入れている事業所
今後、受入れ意向のある事業所

定員： 1カ所あたり、3事業所程度（1事業所からの受講者は、2名までとする）

実施（研修受入先）：

県北・・・特定非営利活動法人たまな散歩道（通所介護）

県央・・・株式会社シンパクト（通所介護）

【派遣研修：8事業所程度に派遣】

対象： 現在、若年性認知症の方を受入れている事業所

定員： 8事業所程度

実施（派遣先）：

研修受講希望する事業所へ、講師が出向く。

県北・・・特定非営利活動法人たまな散歩道（通所介護）

県央・・・株式会社シンパクト（通所介護）

県南・・・社会福祉法人共成舎（通所介護、居宅介護支援）

若年性認知症の方の
居場所づくりには、
みなさんの
ご協力が必要です！

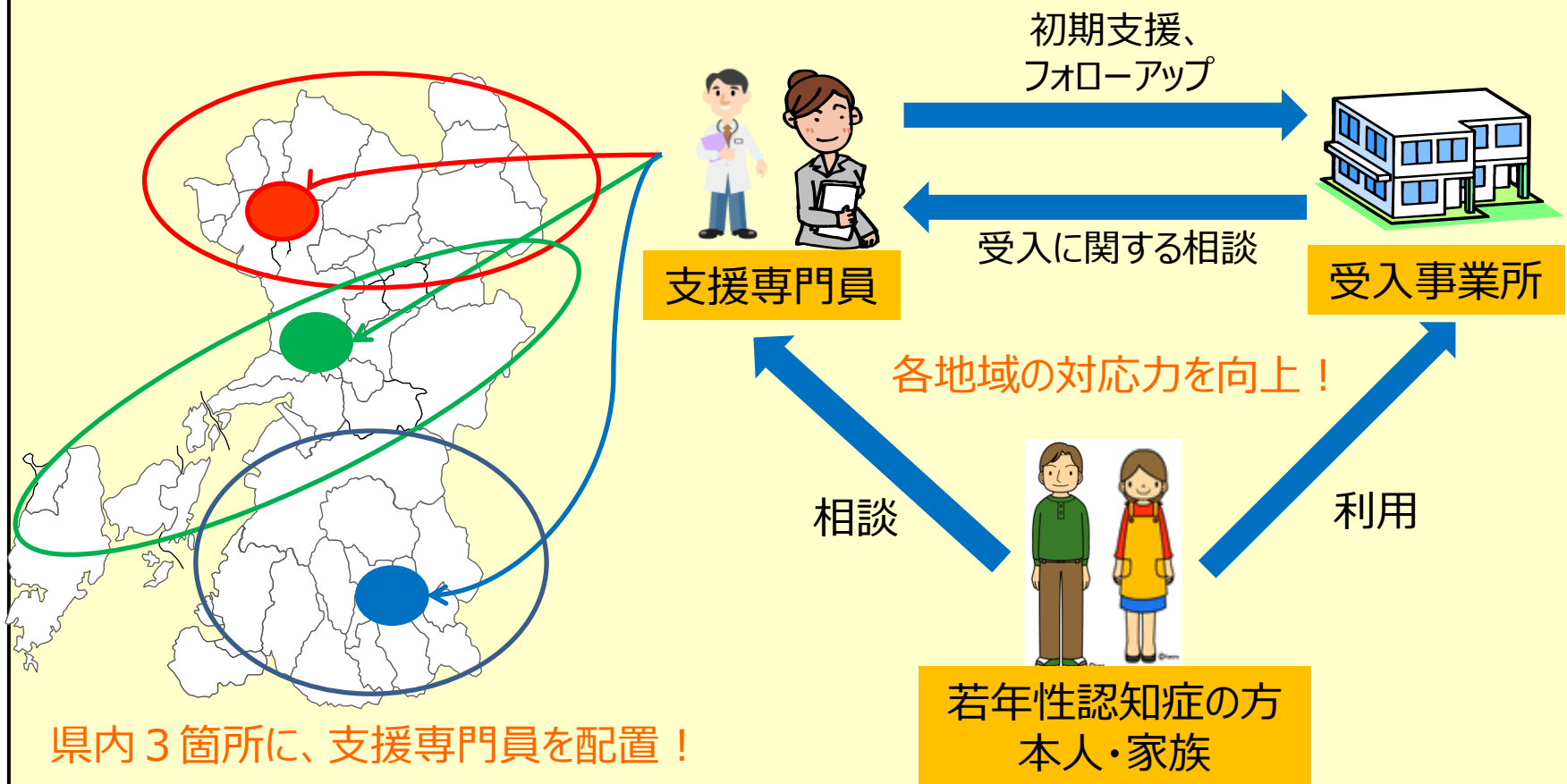


「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業

県北、県央、県南の各地域に、若年性認知症支援専門員を配置

→ 受入事業所の若年性認知症の方向けの就労・社会参加プログラムづくりを支援します！

→ 拠点化を図り、各地域の対応力を強化・向上させます！



「本人ミーティング」の開催

新オレンジプランにおいて、「認知症の人やその家族の視点の重視」はプラン全体を貫く横軸！



→ 認知症の方が感じている「生きづらさ」や「必要とすること」をより明らかにし、施策に反映させるため、県でもご本人から直接、ご意見や思いを伺う
「本人ミーティング」の開催を検討しています！

【留意点】

- ・企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・認知症の人が、普段から本音を出することができる関係を構築すること
- ・認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと



当事者の方々の意見を、施策に！



地域支援体制



認知症地域支援推進員

資料 厚生労働省より

配置率
95.5%
(H28)

配置市町村数:43市町村

市町村

協働

認知症
地域支援推進員

【配置先】
市町村
地域包括支援センター等

【職種】
保健師、社会福祉士 等

医療・介護等の支援ネットワーク構築

- 市町村等との協力による、**認知症ケアパス**（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の**作成・普及**
- 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう**関係機関との連携体制の構築** 等



認知症対応力向上のための支援

※関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う

- 認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設等における**処遇困難事例の検討及び個別支援**
- 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する**効果的な介護方法などの専門的な相談支援**
- 「認知症カフェ」等の開設
- 認知症ライフサポート研修など**認知症多職種協働研修の実施** 等



相談支援・支援体制構築

- 認知症の人や家族等への**相談支援**（もの忘れ相談会など）
- 「**認知症初期集中支援チーム**」との**連携**等による、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整 等



認知症サポーター

[目的]

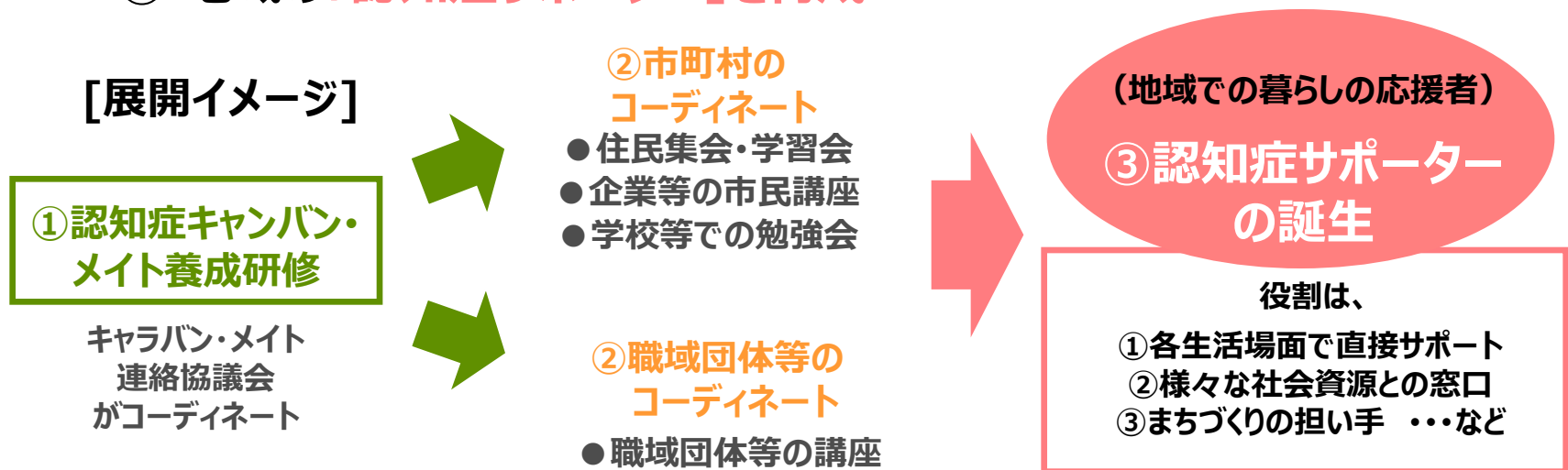
認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲内で見守り支援する人(サポーター)を育成し、地域のさまざまな生活場面において実践する



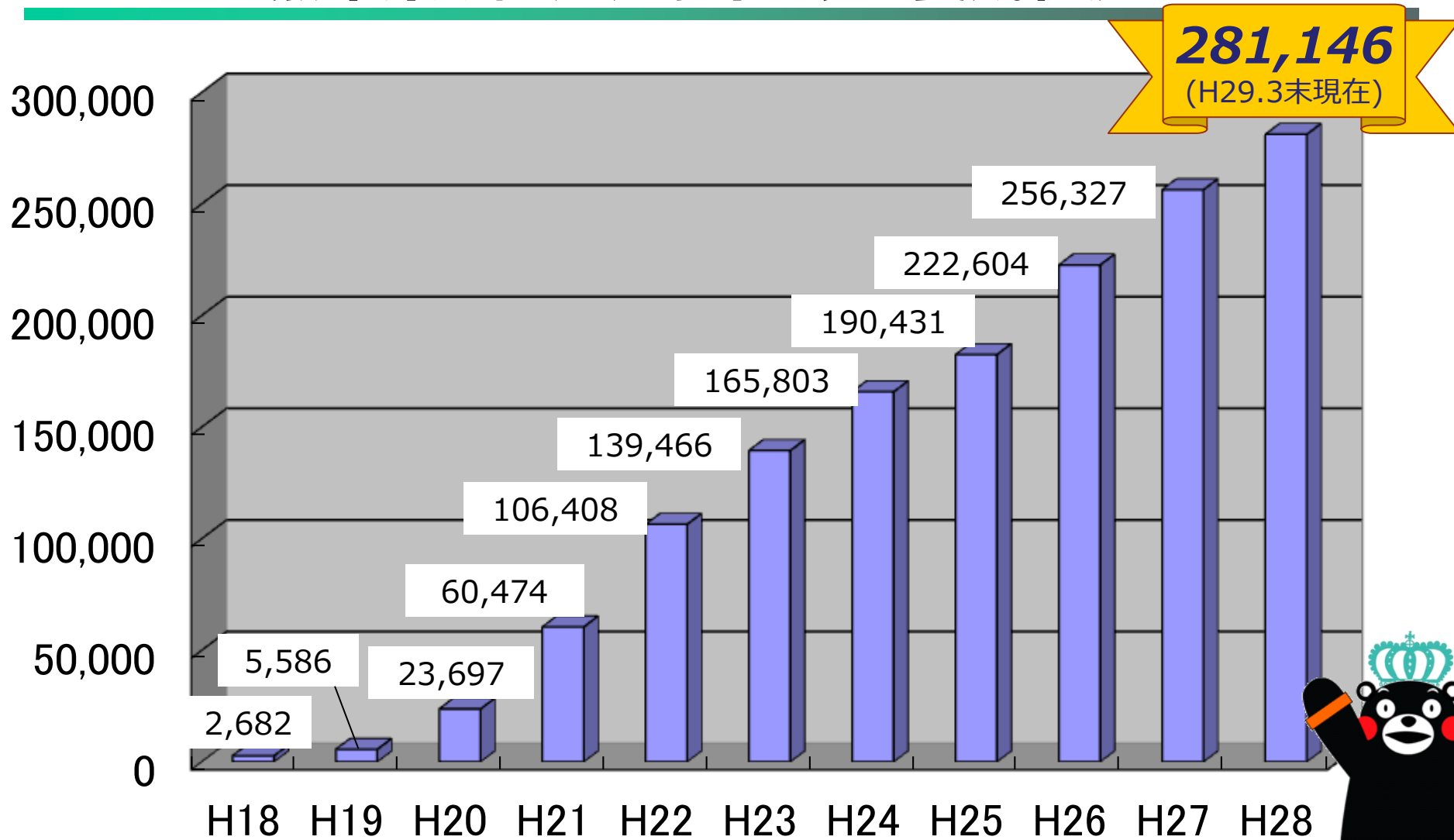
[展開方法]

- ① 認知症キャラバン・メイト養成研修を受けた者が、
- ② 地域や職域、学校などに出向き、認知症に関するミニ学習会を開催、
- ③ 地域の「認知症サポーター」を育成

[展開イメージ]



熊本県の認知症サポーター養成状況



平成21年度から **8年連続** 日本一！現在も継続中！



認知症サポーターの養成・地域見守り推進

1. 認知症サポーターの更なる養成

更なる養成数の増加を図るための取組みの推進

(1) 身近な地域や、小中学生～青壮年世代、事業所等への実施促進

(2) 対象に合わせた認知症サポーター養成講座の実施促進

⇒ キャラバン・メイトスキルアップ研修

キャラバン・メイトが使用できるパワーポイント資料の配布



2. 認知症サポーター等による地域見守り活動等の推進

認知症サポーター活動の「見える化」と「重点化」

認知症の人や家族の安心“実感”に直接つながる事業の推進
具体的には

① 地域における見守り体制づくり

② 居場所づくり（認知症カフェ、家族交流会）

③ それらの活動を推進する人材の養成

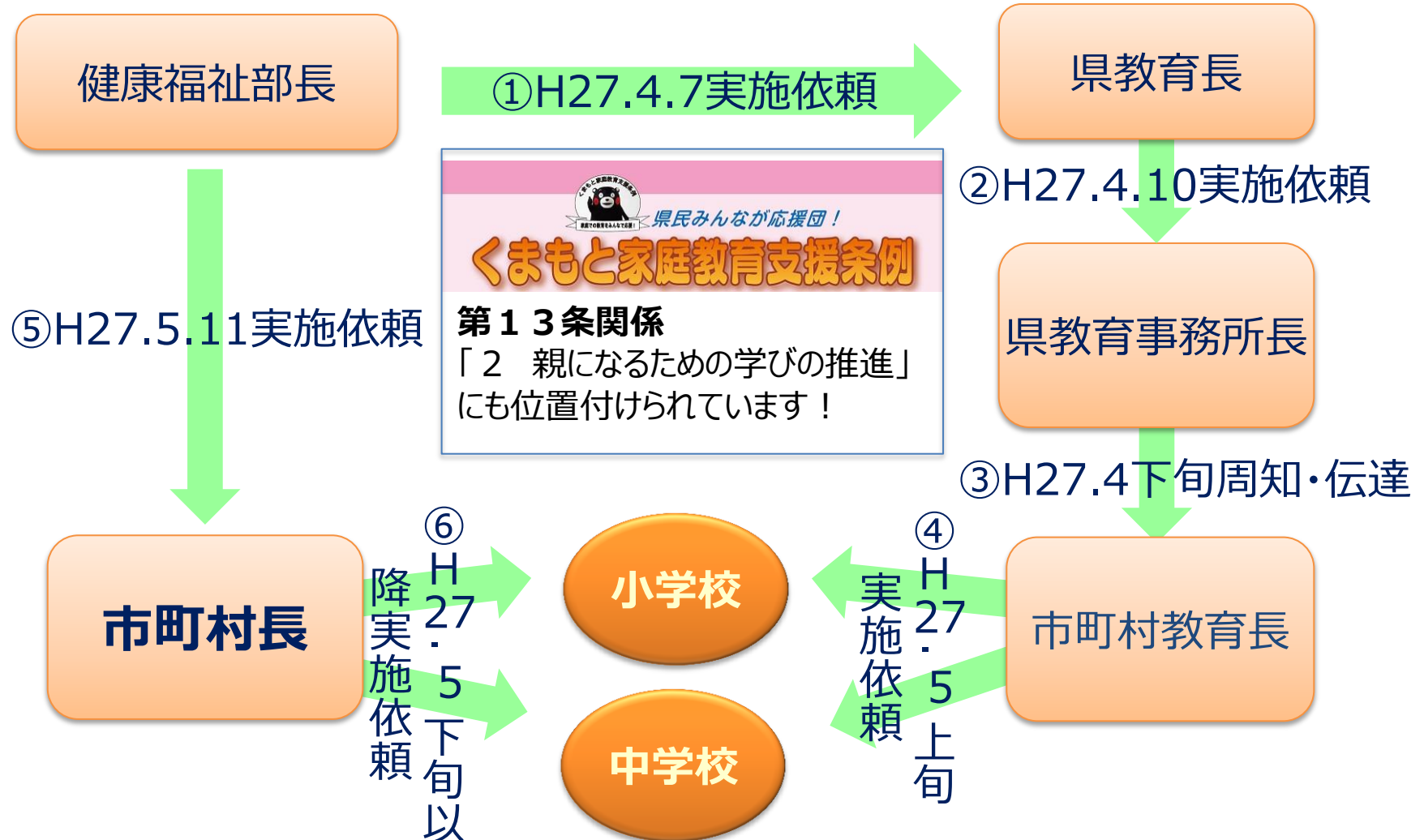
(1) 認知症サポーターステップアップ研修

(2) サポーターによる地域見守り活動等推進促進のための補助 等



小・中学校向けの養成講座

県教育委員会を通じて市町村教育委員会へ働きかけ(H27)



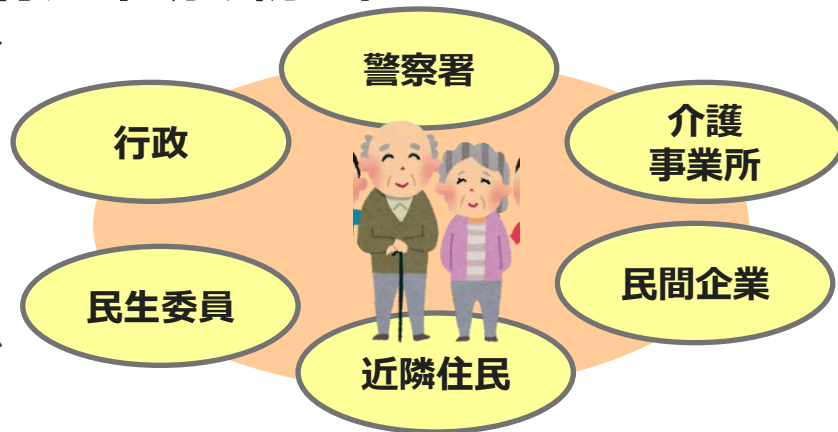
《H27年度実績》 小学校117校：5,578人 中学校66校：4,791人

認知症高齢者の行方不明に対応するSOSネットワークの構築

◆認知症サポーター等による日常的な見守り〈行方不明の防止〉

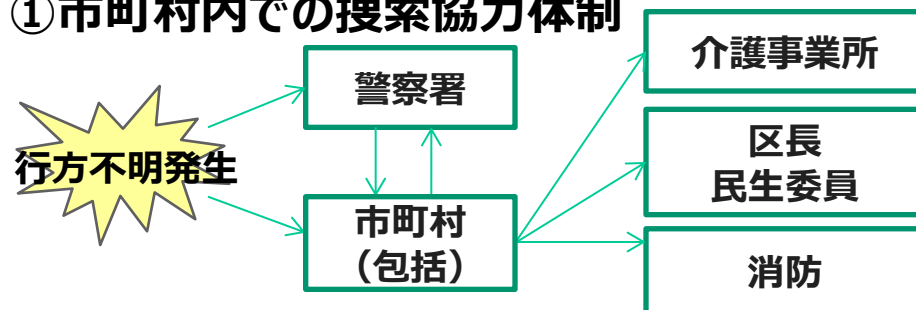
地域住民や事業所等による日常的な見守り体制を構築することで、行方不明の防止につなげる。

- ・地域住民単位や民間企業への認知症サポーター養成講座の実施
- ・徘徊の可能性のある方の関係機関への事前の情報提供など



◆行方不明発生時の早期発見体制の構築

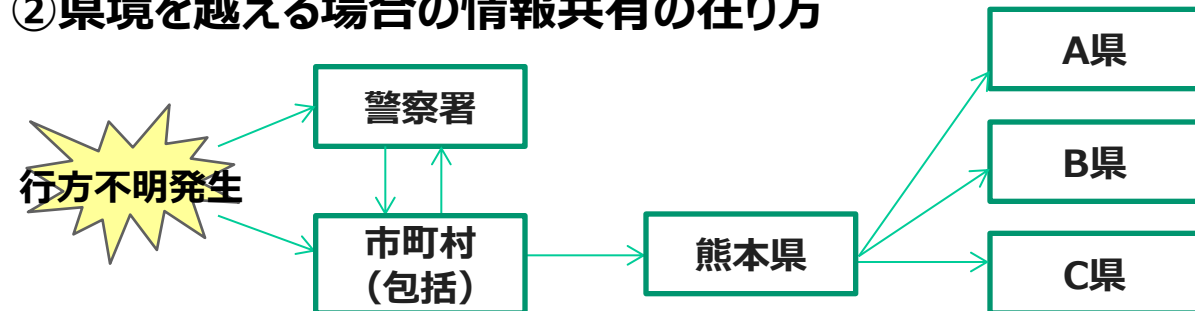
①市町村内での搜索協力体制



徘徊のある可能性のある方の事前登録制度
(**アイロンシール**や**QRコード**の持ち物への貼付)

県警ゆっぴー安心メールの活用

②県境を越える場合の情報共有の在り方



九州・山口圏域で共通シート
を活用して、情報共有

認知症高齢者SOSネットワークの取組み

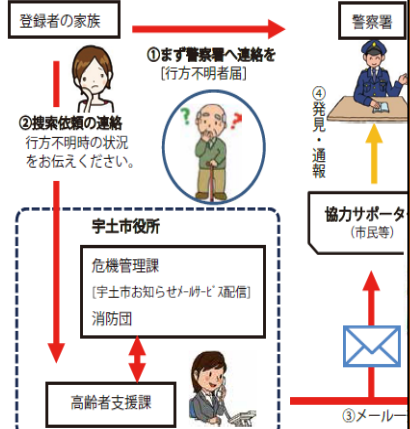
協力事業者・協力サポーターを募集しています。

SOSネットワークでは、協力事業者・協力サポーターの方に、行方不明発生時の捜索協力と通常時の高齢者見守り活動を行っていただいております。認知症を正しく理解し、SOSネットワークの趣旨に賛同いただける方の登録をお願いします。

人吉市

捜索時の流れ (行方不明時の捜索協力)

登録された高齢者の方が行方不明になった場合、SOSネットワーク



認知症の方を
やさしくサポートします

認知症高齢者等
徘徊SOSネットワーク

わたしたちは

- ★認知症を正しく理解し、認知症の人を温かく見守ります。
- ★気がかりな高齢者等を見つけたら、優しく声をかけを行います。
- ★行方不明になった方が、少しでも早く発見できるように協力します。



宇土市役所・宇城警察署

宇土市

個人番号



地域包括支援
センターの電話番号

通常時の見守り (可能な範囲での高齢者見守り活動)

通常業務・日常生活の範囲内で気がかりな高齢者を見かけたり、又は警察等の関係機関へ連絡・通報をお願いします。

- ★緊急
- ★倒
- ★通常
- ★等へ
- ★郵
- ★扉
- ★部



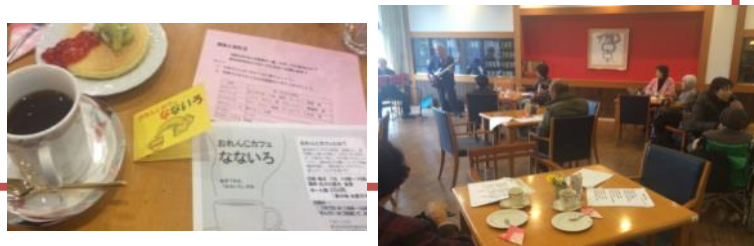
靴用反射シール

認知症カフェによる居場所づくり

おれんじカフェなないろ（菊池市）

- 介護老人保健施設 孔子の里内にオープン
- 毎月7日 14時～16時
- 利用料 250円（飲み物・お菓子付き）
- 申し込み不要

認知症の人やその家族、地域の人、
専門職など誰もが集い交流できる場



お茶処和み（錦町）

- 錦町傾聴ボランティアグループ和みが運営
- 錦町の介護予防拠点施設ゆうゆう館を活用
- 毎週火曜日 11時～14時
- 利用料：1家族100円
- 錦町の認知症地域支援推進員も毎回参加し 運営支援

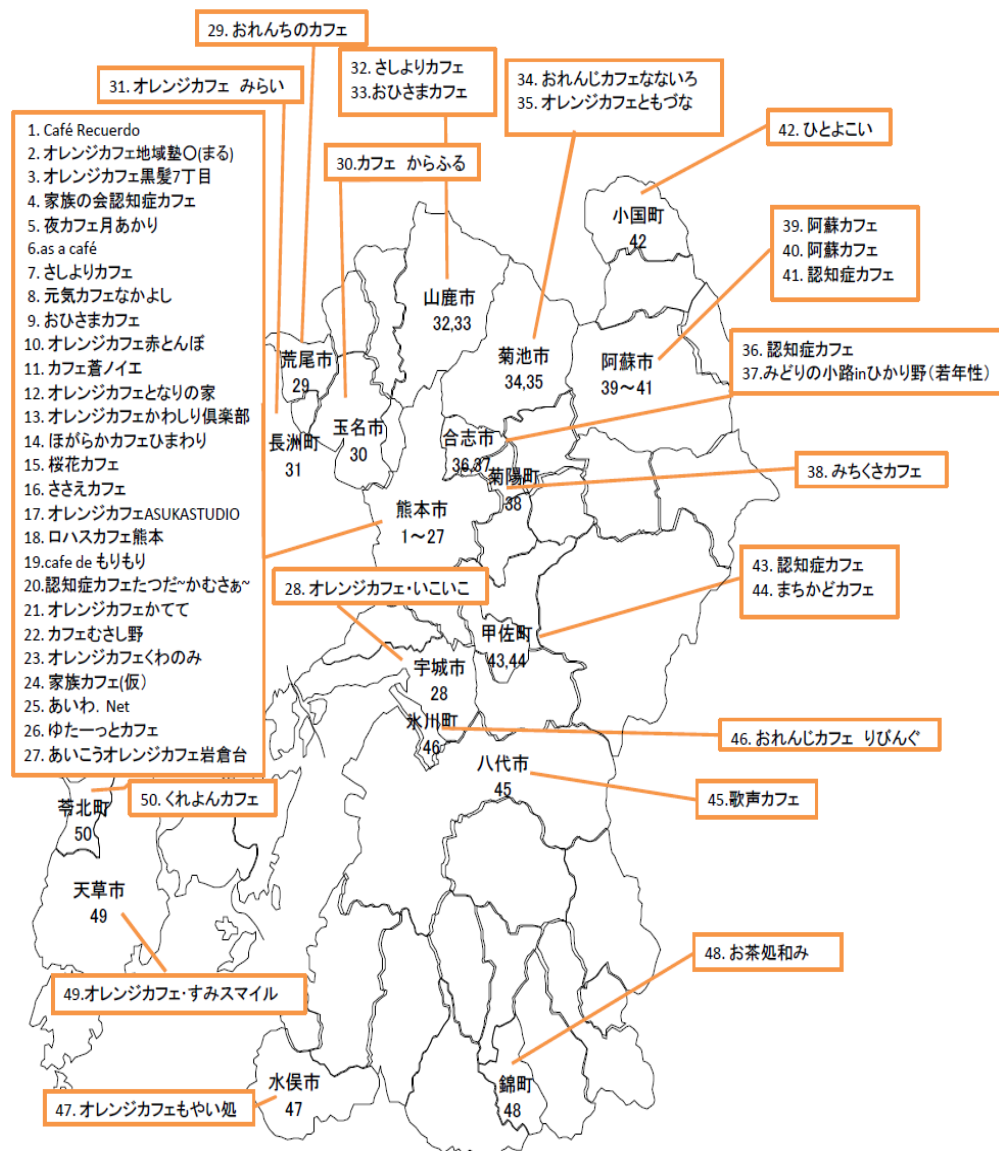


県HPで公表

「熊本県 認知症カフェマップ」で検索

熊本県認知症カフェマップ

H28.6時点



認知症サポーター見守り体制等 推進事業補助金

6月より募集
開始予定

認知症サポーターによる見守り活動などを進め、その取組みを県内各地へ普及させるため、認知症サポーター見守り体制などの推進に取り組む民間団体・市町村を支援しています。

昨年度活用例

○市町村：上限30万円 ○民間団体：上限15万円

壺川校区福祉パトロール隊（熊本市）

○パトロール隊

犬の散歩やウォーキングをする人などが隊員となり、隊員専用の帽子をかぶって声かけ。地域包括支援センターと連携し、気になる方をつなぐことで早期対応。

また、車でのパトロールも月2回行っている。現在隊員は約40名。



にしはら気晴らしカフェ（西原村）

○熊本地震時に施設の一部を活用して行われた避難所カフェを、仮設住宅移行後も継続して行うためのカフェ立ち上げを支援。

○開設日時

毎週水曜日 10～14時

○場所

小森仮設団地内の
集会所「みんなの家」

○参加費

100円



熊本地震被災地での認知症の方への 支援活動にも活用できます！

例 仮設団地等での傾聴ボランティア活動

熊本地震被災地での認知症の方やその家族などへの生活支援
の提供体制づくり など

認知症ほっとコール（認知症コールセンター）

☎ : **096-355-1755**

さーこーいいなこ

開設日：水曜日を除く週6日
（土、日、祝日含む）
※年末年始休み

時 間：9:00～18:00

受託者：認知症の人と家族の会

事務所：熊本市中央区上通町3-15ステラビル

認知症の方の介護の仕方、介護上の悩み、
将来への不安など、ご相談ください。

専門相談員や、認知症の家族を介護した経験のある者が対応いたします。



電話相談

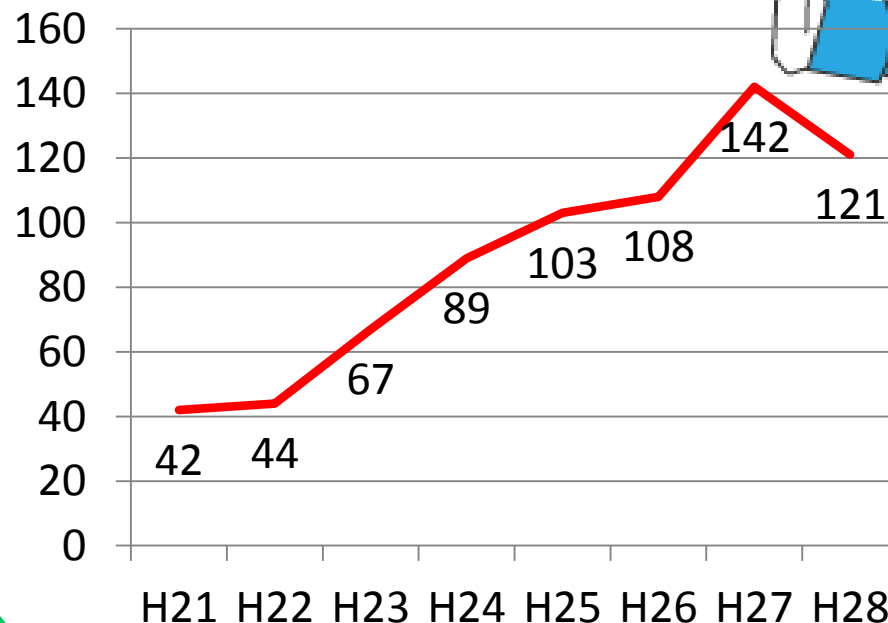
来所や訪問による相談対応も可

- ♡ 高齢者のつどい
- ♡ 若年性認知症のつどい
- ♡ 男性介護者のつどい



家族交流集会（つどい）

月平均相談件数



平成28年度

月平均相談件数 121件

平成27年度は若年性認知症に関する相談の増加やアジア認知症学会の開催により新聞等の報道が増加したことで件数が急増

家庭版ケアのポイント集「認知症の人とともに生きる」

家庭における認知症介護のポイントをイラスト等でわかりやすく解説



県のホームページからでも
見られるモン！



75歳以上の高齢運転者の自動車運転免許更新手続等の変更について

75歳以上の高齢運転者の免許更新
(有効期限 3年)

75歳以上の高齢運転者の
特定の違反行為（18項目）
* 信号無視、通行禁止違反など

① 認知機能検査

総合点に応じて判定
3分類に区分

第3分類 記憶力・判断力に心配がない者

第2分類 記憶力・判断力が少し低くなっている者

第1分類 記憶力・判断力が低くなっている者



- ・時間の見当識
- ・手がかり再生
- ・時計描画

※自動車教習所で
高齢者講習の前に受検

免許
取消
・
停止

免許
更新
・
継続

② 臨時認知機能検査

総合点に応じて判定
3分類に区分

第3分類 記憶力・判断力に心配がない者

第2分類 記憶力・判断力が少し低くなっている者

第1分類 記憶力・判断力が低くなっている者

臨時
高齢者
講習

認知
症
あり

認知
症
なし

臨時適性検査
又は
診断書提出

約1000人

約100人

運転適性相談における認知症等早期対応の推進

事業目的

免許センターの適性相談窓口、専門職の相談員を配置し、認知機能の低下が疑われる方等に対し、専門相談を実施し、医療機関への受診勧奨、運転へのアドバイス等を行うことにより、認知症等の早期発見につなげるとともに高齢者等の交通事故防止を推進する。

講習予備検査 (認知機能検査) の受検者

①適性相談窓口、認知
症コールセンターの案内



相談

運転適性相談窓口（運転免許センター）



②専門職の相談員の配置

認知機能検査の第1分類者を含む適性相談者に、**専門職**による面接等を実施し、必要に応じて専門医療機関への受診や免許証自主返納の勧奨等を行う。

また、相談員から必要な対象者に電話をかけ、運転の状況確認等を行う。

相談

地域包括支援センター

認知症コールセンター

高齢者の権利擁護推進 について



熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課
認知症対策班

本県における高齢者虐待の状況

(単位：件数)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談・ 通報	2	3	2	6	7	16	14	15	12	<u>21</u>
虐待 認定	0	0	0	1	3	7	4	4	7	<u>7</u>

養護者による高齢者虐待の状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	<u>H27</u>
相談・ 通報	283	297	325	295	417	403	321	303	333	<u>326</u>
虐待 認定	168	146	165	165	235	243	189	192	201	<u>187</u>

養介護施設従事者による高齢者虐待の状況（H27年度）

項目	事案1	事案2	事案3	事案4
被虐待者の状況	90歳代 男性 要介護4 自立度Ⅳ 90歳代 女性 要介護5 自立度Ⅳ	90歳代 女性 要介護4 自立度Ⅳ 80歳代 女性 要介護2 自立度Ⅲ	90歳代 女性 要介護4 自立度不明 3人	年齢不明 男性 介護度不明 自立度不明 2人
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待の内容	・蹴る、叩く ・暴言や威圧的な態度	・夜間の行動を抑制するため施設（身体拘束）	・4点柵ベッドの使用（身体拘束）	・叩く
虐待に対して行った措置	再発防止に向けた研修実施等の指導 改善計画書の提出指示	再発防止に向けた研修実施等の指導 改善計画書の提出指示	再発防止に向けた研修実施等の指導	介護保険法による勧告 再発防止に向けた研修実施等の指導 改善計画書の提出指示
施設・事業所の種別	通所介護	住宅型有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	通所介護
虐待者の種別	施設長 管理職 不明	不明	不明	介護職

項目	事案5	事案6	事案7
被虐待者の状況	80歳代 女性 要介護5 自立度不明 100歳代 女性 要介護4 自立度不明	70歳代 男性 介護度不明 自立度不明	80歳代 男性 要介護4 自立度不明 90歳代 女性 要介護5 自立度Ⅲ 80歳代 女性 要介護3 自立度不明
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待の内容	・4点柵ベッドの使用(身体拘束)	・行動を抑制するための施錠(身体拘束)	・つねる、叩く
虐待に対して行った措置	身体拘束廃止 未実施減算の実施 再発防止に向けた研修実施等の指導 改善計画書の提出指示	再発防止に向けた研修実施等の指導 改善計画書の提出指示	改善計画書の提出指示
施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	介護老人保健施設
虐待者の種別	不明	管理職	介護職

養護者による高齢者虐待の状況（H27年度）

■ 相談・通報者

- ①介護保険事業所職員等39.1% ②家族・親族13.8%
③被虐待者本人8.2% ④市町村行政職員 8.4% ⑤民生委員6.6%

■ 虐待の種別・類型

- ①身体的虐待 60.2% ②心理的虐待 48.0%
③経済的虐待 32.1% ④介護・世話の放棄・放任 23.5%
⑤性的虐待 0.0%

■ 被虐待者の性別

- ①女性 78.1% ②男性 21.9%

■ 被虐待者の介護保険の申請状況

- ①認定済み63.3% ②未申請26.0% ③非該当（自立）8.2%

※①の中で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は65.3%

■ 被虐待者との関係（虐待者）

- ①息子42.5% ②夫19.0% ③娘14.5% ④孫4.1% ⑤妻3.2%

虐待の発生要因（養護者による高齢者虐待）

- ① 虐待者の介護疲れ・介護ストレス（25.0%）
- ② 虐待者の障害・疾病（23.1%）
- ③ 経済的困窮（経済的問題）（14.4%）
- ④ 被虐待者の認知症の症状（16.1%）
- ⑤ 虐待者の理解力の不足や低下（1.0%）
- ⑥ 虐待者の知識や情報の不足（9.7%）

平成27年度 全国調査結果より抜粋

◎ケアマネジャー、民生委員への研修、地域住民への周知啓発等

◎養護者が孤立化しないように、住民の見守り、介護保険サービスの利用促進
等の介護家族（養護者）支援

高齢者権利擁護推進に関する主な取り組み

権利擁護に関する研修

■市町村等職員対象

- ☐ 基礎研修
- ☐ 現任者標準研修
- ☐ 事例研修

■介護施設従事者対象

- ☐ 権利擁護推進員養成研修
- ☐ 看護実務者研修
- ☐ 有料老人ホーム等研修

相談窓口の設置等

- 認知症コールセンター運営
- 家族交流会の開催・支援

成年後見制度の利用促進

■市町村長申立てに関する実務支援

■成年後見制度利用促進研修会の開催

■市民後見人の養成に取り組む市町村への事業費補助

権利擁護に関する各種調査

■高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査

その他

- 高齢者虐待への対応
- 啓発パンフレット等の配布

高齢者の権利擁護に係る28年度の取組み

高齢者権利擁護研修の継続実施（対象：市町村職員等）

高齢者の権利擁護に関する正しい知識の習得、虐待事案への対応スキル向上等により、市町村や地域包括支援センターの体制強化を図るもの。

基礎研修

（H28.10.20） 79人

2部構成実施。

- 午前の部：初任者を対象とした基礎知識の習得
- 午後の部：経験者を加え、事例を通じた通報から初動までの対応方法を例題解説を通して学ぶ

【研修内容】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 成年後見制度の基礎
- 養介護施設従事者等による虐待への対応（通報から初動までのアウトライン）

事例研修

（H29.2.24） 59人

担当職員が対応する虐待事例の対応をグループワーク形式等で実施

現任者標準研修（養護者）

地震により未実施

初任者研修を踏まえ、より実践的な対応を学ぶもの。

【研修内容】

- 虐待に係る通報から初動に係る具体的な対応

現任者標準研修（養介護施設従事者等）

地震により未実施

養介護施設従事者等による虐待について、日本社会福祉士会の統一プログラムによる、初動期、対応、評価・終結のポイントについての講義・演習

【研修内容】

- 養介護施設従事者等による虐待対応における市町村・都道府県の役割と法の理解
- 通報・届出の受理、事実確認の準備
- 事実確認・虐待対応ケース会議
- 対応方針の立案、改善計画、モニタリング、評価・終結

※計17.5時間のうち、12時間が演習

※県社会福祉士会と共催

高齢者の権利擁護に係る28年度の取組み

高齢者権利擁護研修の継続実施（施設従事者等対象）

更なるケアの質の向上を図るため、介護保険施設、有料老人ホーム等の従事者を対象に高齢者権利擁護に係る研修を実施するもの。

■高齢者権利擁護研修（施設従事者等対象）の概要

	権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）	看護実務者研修	有料老人ホーム等研修 （施設長、従事者）
対象	介護保険施設の施設長等	介護保険施設等の看護職、 介護職の従事者	有料老人ホーム等の施設 長、従事者
実施時期	H28.9.28 H28.12.13	H29.1.17 H29.2.28	H28.10.21 H28.2.10
参加人数	計 62人	計 62人	施設長 82人 従事者 79人

【権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）の概要】

【1日目（講義）】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 倫理とコンプライアンス
- 認知症ケアの質の向上
- 身体拘束と福祉用具
等

【講義内容の実践】

- ① 自施設におけるケアの
改善レポートの提出
- ② 自施設における職場研
修を実施し、レポート
を提出

等

【2日目（グループワーク）】

提出レポートを活用した研修

- ストレスマネジメントについて（新規）
- 改善に向けた検討・意見交換
- 身体拘束廃止に向けた取組み
（管理者の責務） 等

＜平成28年度＞成年後見制度利用促進の取組み

圏域ごとの検討会

■ 内容

圏域ごとの市町村や地域包括支援センター等職員を対象に、成年後見制度に関する意見交換を行い、制度への理解を深める検討会を実施する。

（今年度は、成年後見制度利用促進法と今後の市町村の対応について検討を行った。）

■ 参加者

市町村、地域包括支援センター職員、市町村社協職員

利用促進研修会

■ 内容

市町村や地域包括支援センター等職員を対象に、成年後見制度利用促進に関する研修を実施する。

（今年度は、市町村長申立ての実務を通して、制度への理解を深める研修を行った。）

■ 参加者

市町村、地域包括支援センター職員、市町村社協職員

権利擁護人材育成事業

■ 内容

市町村が実施する市民後見人養成事業や、成年後見制度利用促進のための事業等に対して経費の補助を行う。

（今年度は、山鹿市、水俣市、天草市、御船町、球磨圏域10市町村に対して補助）

■ 補助対象事業

○市民後見人養成や支援、成年後見制度利用促進のための普及・啓発、広域型法人後見実施等に関する事業

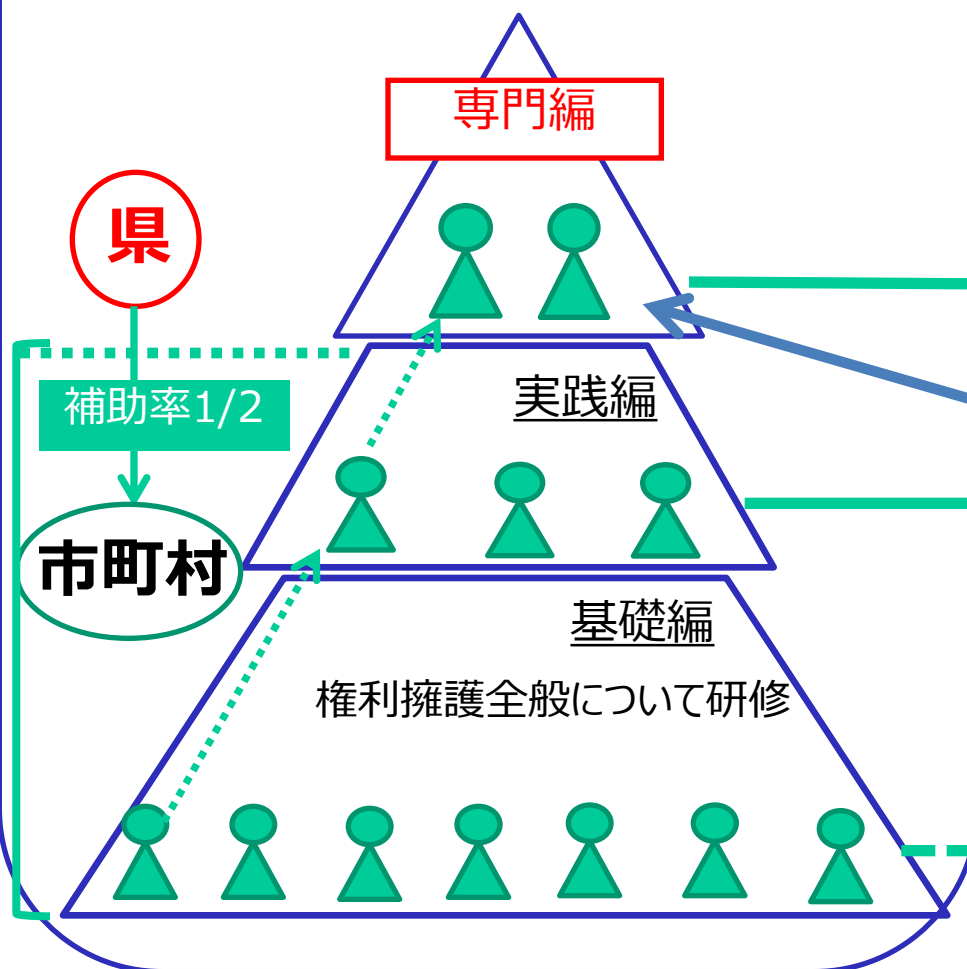
■ 広域での実施

○球磨圏域では、10市町村が人吉市社協に委託することで、広域的に事業を実施。

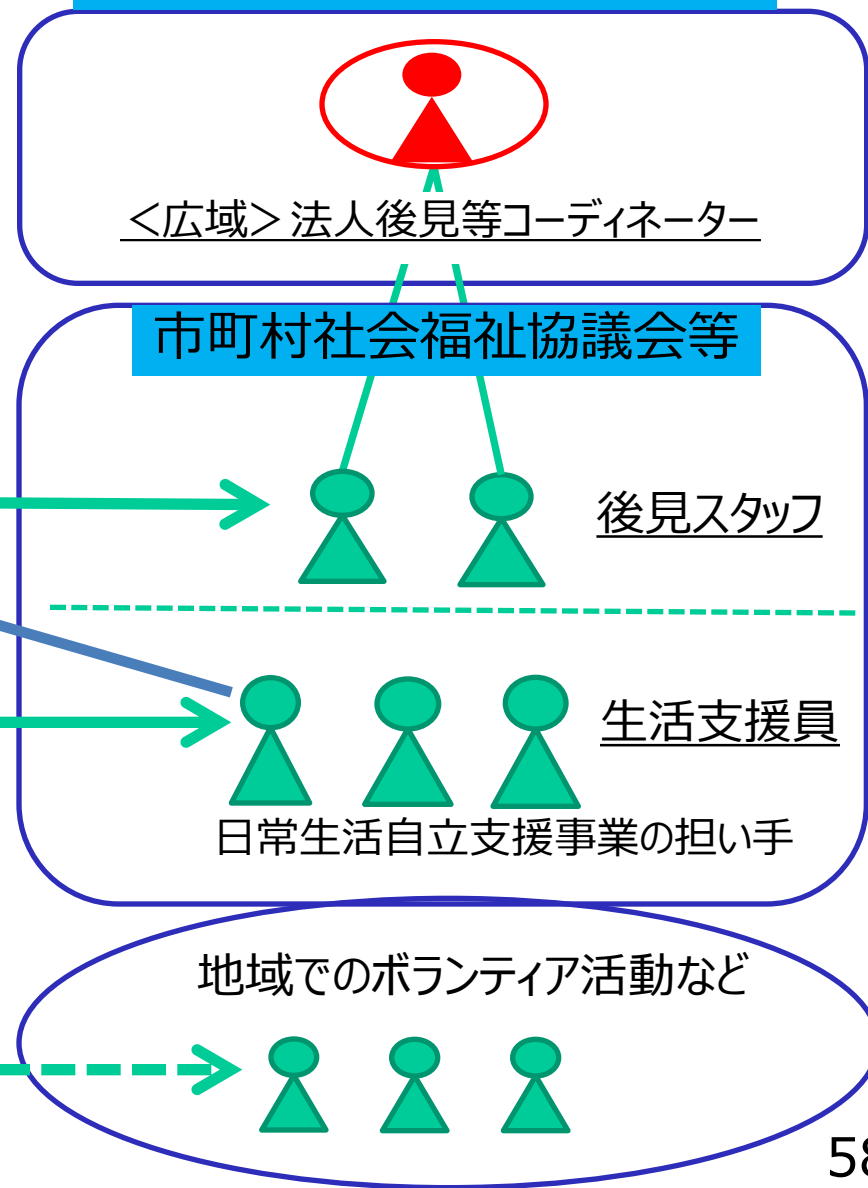
＜熊本県＞ 今後の後見の担い手養成の方向性

市民後見人養成体系図

段階別で研修を実施し、対象を絞り込むことで、法人後見スタッフとして活動する市民後見人を養成する



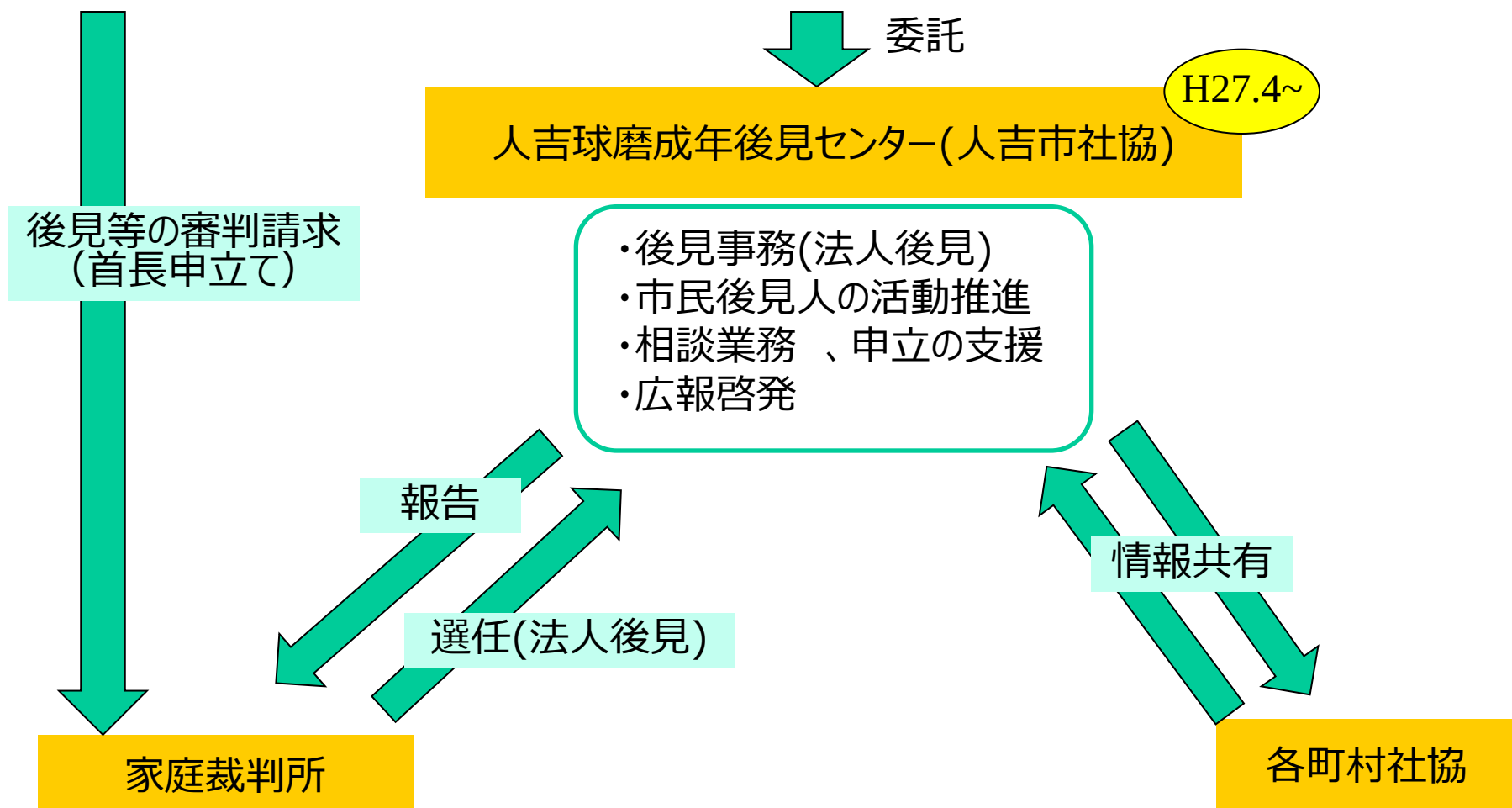
広域型後見センターを設置し、
圏域とりまとめを行う



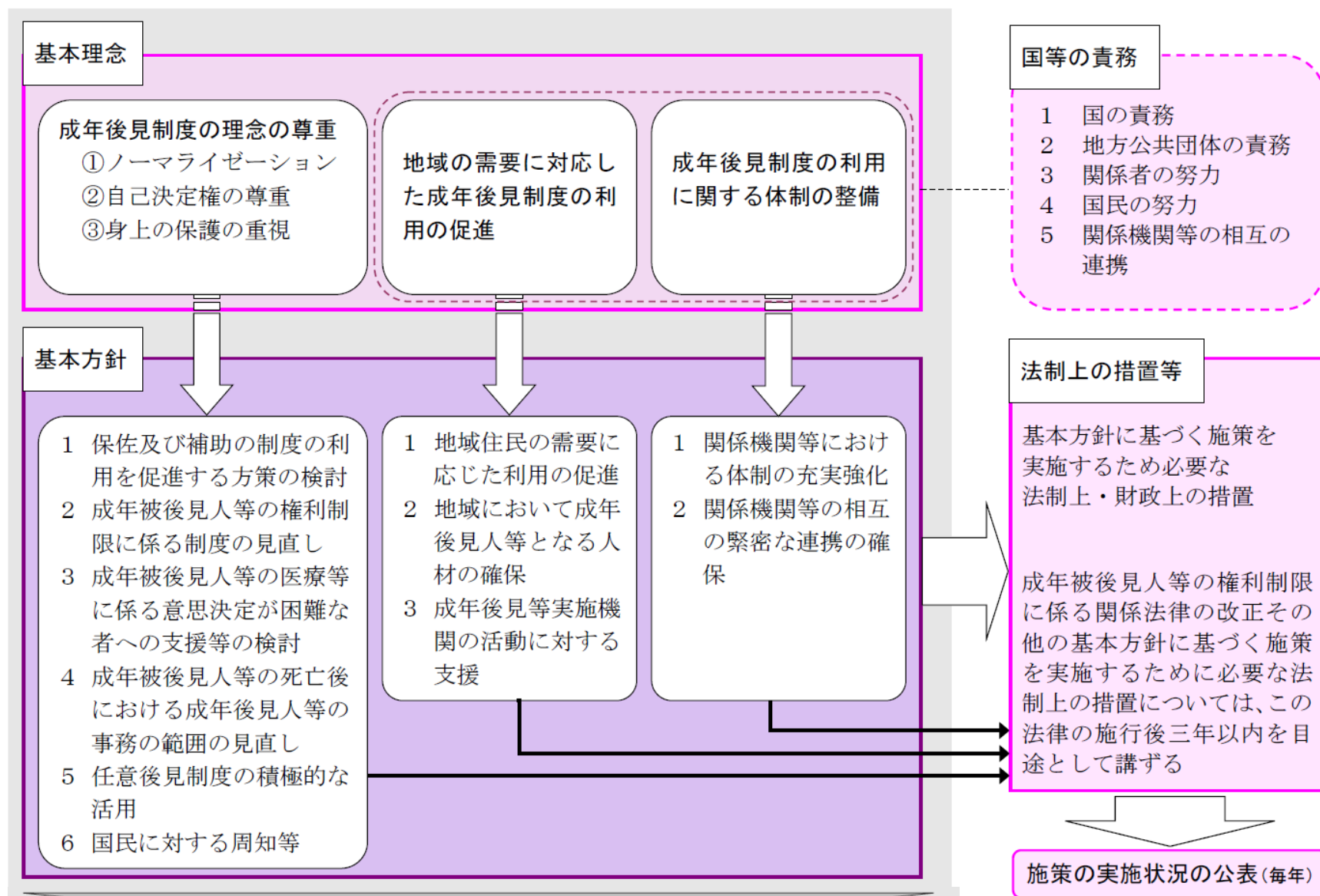
広域による権利擁護人材育成（球磨圏域）

球磨圏域 10 市町村

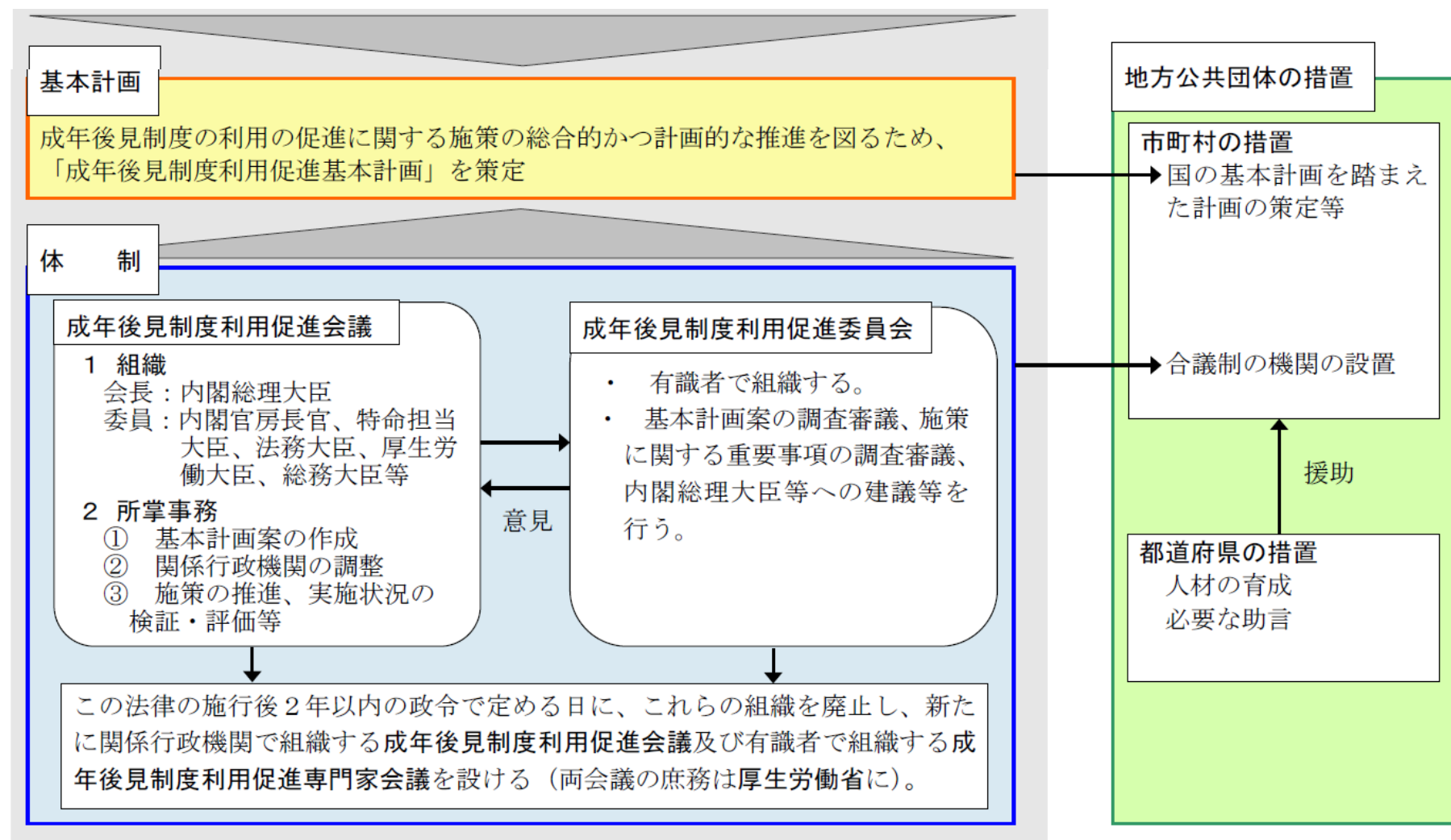
球磨圏域 10 市町村が人吉市社協に、球磨圏域に住所を有する者の成年後見制度に係る後見事務(法人後見)、市民後見人の活動推進及び利用相談等について委託を行う。



成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図 I



成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図Ⅱ



その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

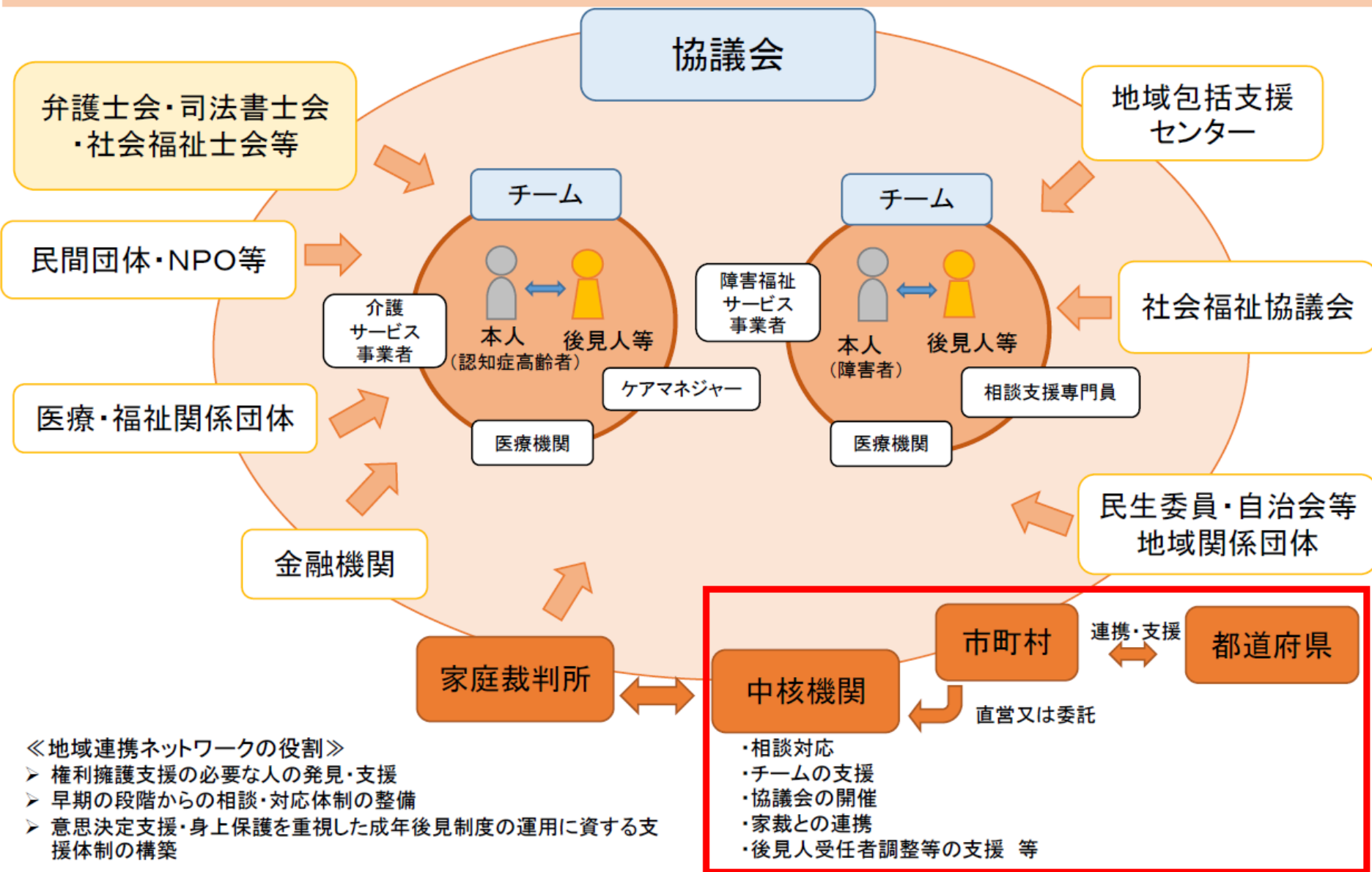
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

出典：内閣府資料

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果